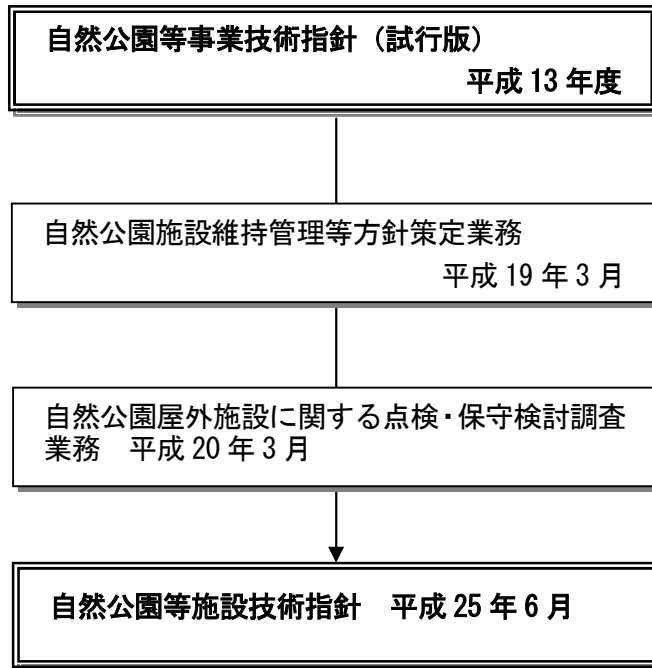


第 4 部 維持管理



維持管理に関する技術指針改訂の経緯

「自然公園等施設技術指針」第4部 維持管理

目 次

第4部 維持管理	維持管理 1
Ⅰ 施設の維持管理・安全対策のための指針	維持管理 1
Ⅰ-1 国立公園の施設の維持管理・安全対策のあり方	維持管理 1
Ⅰ-1-1 施設の維持管理・安全対策の目的	維持管理 1
Ⅰ-1-2 施設の維持管理・安全対策の業務の種類	維持管理 1
Ⅰ-2 維持管理計画の考え方	維持管理 3
Ⅰ-2-1 各地域の環境特性や利用特性に応じた維持管理計画	維持管理 3
Ⅰ-3 巡視点検実施要領	維持管理 7
Ⅰ-3-1 利用者の安全・快適利用のための巡視項目	維持管理 7
Ⅱ 施設点検のための指針	維持管理 1 1
Ⅱ-1 施設点検の目的	維持管理 1 1
Ⅱ-2 施設点検の種類	維持管理 1 1
Ⅱ-3 施設点検の範囲	維持管理 1 2
Ⅱ-4 点検実施要項	維持管理 1 4
Ⅱ-4-1 点検の方法	維持管理 1 4
Ⅱ-4-2 点検項目	維持管理 1 4
Ⅱ-5 異常発見時の対応方法	維持管理 1 8
Ⅲ 非常時における管理指針	維持管理 2 1
Ⅲ-1 事故・急病等対策（事故、ケガ・急病）	維持管理 2 1
Ⅲ-1-1 事前準備事項	維持管理 2 1
Ⅲ-1-2 予防	維持管理 2 3
Ⅲ-1-3 ケガ・事故、急病発生時の対応	維持管理 2 6
Ⅲ-1-4 事後処理	維持管理 2 6
Ⅲ-2 災害対策（気象災害、震災、火災、その他の自然災害）	維持管理 2 9
Ⅳ 維持管理業務の実施体制	維持管理 3 1
Ⅳ-1 管理業務の流れと実施体制	維持管理 3 1
Ⅳ-1-1 管理業務の流れ	維持管理 3 1
Ⅳ-1-2 管理実施体制の構築	維持管理 3 1
Ⅳ-2 人材育成・訓練システム	維持管理 3 4
Ⅳ-3 情報管理システム(情報の収集・蓄積・活用)	維持管理 3 4

第4部 維持管理

I 施設の維持管理・安全対策のための指針

I-1 国立公園の施設の維持管理・安全対策のあり方

I-1-1 施設の維持管理・安全対策の目的

国立公園は、「日本の優れた自然の風景地を保護するとともに、その利用の増進を図り、もって国民の保健、休養及び教化に資すること」を目的としており、施設の維持管理・安全対策は、利用者の安全で快適な利用と自然の保護を達成するための基本である。

国立公園内の施設は、利用目的や利用頻度が多様であるため、所管地及び直轄施設における施設の維持管理・安全対策に当たっては、施設の種類や設置目的によって管理目標若しくは巡視・点検回数を設定し、事故や自然環境の破壊を未然に防止する必要がある。

I-1-2 施設の維持管理・安全対策の業務の種類（図1参照）

施設の維持管理・安全対策は、以下のように分類される。

(1) 巡視 : 利用を含む国立公園の機能の維持保全のため、公園を構成している施設等について、主に目視によって、目的どおりの機能が維持されているか確認することをいう。

異常があった場合、必要に応じて応急措置を講ずることを含む。

(2) 点検 : 維持管理対象施設の機能状態や劣化の程度などについて、あらかじめ定めた手順により検査することをいう。

異常または劣化がある場合、必要に応じて応急措置を講ずることを含む。

①平時点検 : 利用の最盛期の前、冬季閉鎖の直前など、年間を通じて回数、時期をあらかじめ計画し、実施する点検をいう。

②臨時点検 : 台風や地震など、施設へ影響を及ぼす可能性のある自然現象が起きた場合や利用者から施設等の異常に関する情報提供があった場合、臨時に実施する点検をいう。

③専門点検 : 法定点検及び橋、電気設備などの専門技術を要する点検をいう。

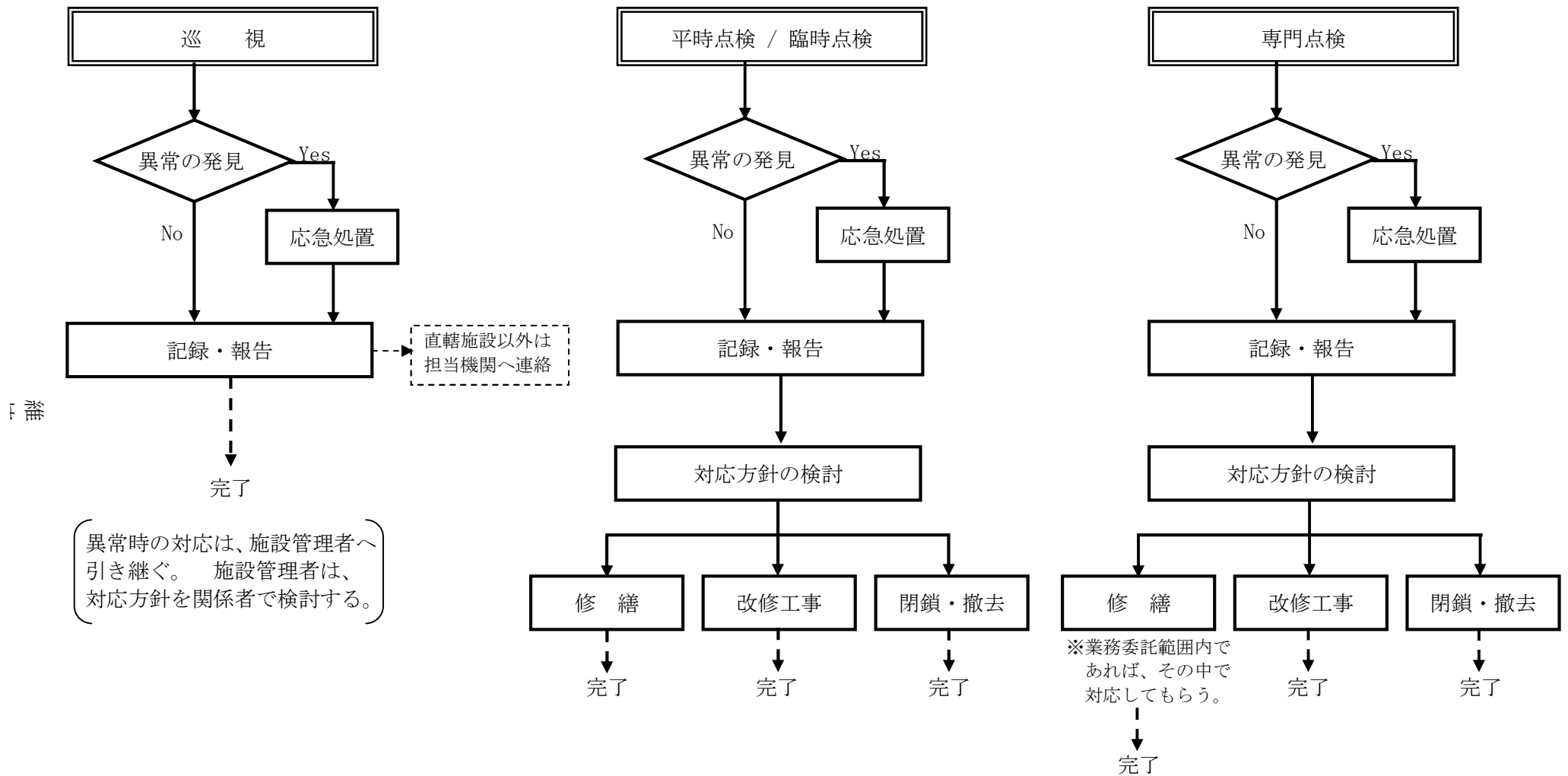


図 1 施設の維持管理・安全対策業務(巡視・点検)の種類と基本的な流れ

I-2 維持管理計画の考え方

I-2-1 各地域の環境特性や利用特性に応じた維持管理計画

自然公園の施設の維持管理の方法は、図2に示すとおり、物的・人的におけるハザードやリスクの高低により、登山道や集団施設地区内施設、単独施設の園地、野営場等では大きく異なる。

維持管理計画を策定する場合には、環境条件、施設条件、その他の条件を踏まえる必要がある。

○環境条件：土壌、土質、地形、気温、湿度、降雨、積雪、日照、潮風などの自然条件および利用頻度などの人為条件による影響を考慮する。

○施設条件：管理対象施設の種類、設置目的（意図）、形態、規模、材質、数量、権利、設置経過などを十分に把握する。

○その他の条件：制度、組織、予算、財源などの維持管理体制を考慮する。

維持管理計画の策定に当たって重要なことは、各地域の環境特性や利用特性に応じた機能を明らかにした上で策定することである。

なお、歩道など人為の影響を受けやすい場所や、登山道自体の崩壊、拡幅、複線化等による周辺の生態系や景観への悪影響が見られる場所では、点検の結果異常が認められた場合速やかに対策を講じることが必要である。

		ハザード		リスク	
		物的	人的	物的	人的
登山道	バリエーションルート	低	低	高	高
	山稜・高山帯ルート				
	山麓・樹林帯ルート				
	草原・湿原ルート				
探勝路					
園路		高	高	低	低
集団施設地区等の利用拠点の施設					

図2 集団施設地区等の利用施設及び歩道のリスク・ハザード概念図

表 1 歩道・園路

歩道タイプ		利用目的	立地環境	利用者の 装備	利用者層	整備イメー ジ
登山道	バリエーションルート	登山、探検、探索、トレッキング等（大自然の中で過ごし、より深く、密接な自然体験を得ることを目的とする。）	高山帯、岩稜部等	登山用の 装備が必 要	上級登山者 （登山家、探検家）	無整備
	山稜・高山帯ルート		高山帯、山稜 （ガレ場、岩場）	登山用の 装備が必 要	中級以上の登山者 （登山歴があり、必 要な技術等を判断 できる者）	無整備 補修・修復
	山麓・樹林帯ルート		樹林帯、山麓、低山地	登山靴	初級以上の登山者、 団体登山者（基礎的 な登山技術を備え た者）	無整備 補修・修復 自然同化型
	草原・湿原ルート		草原、湿原、希少生物生息地等の保全対象地、原生的自然域（傾斜の始まる登山口から山岳部に至る歩道も含む）	登山靴	上記利用者層すべて	無整備 補修・修復 自然同化型
探勝路		自然風景観察、動植物観察、ハイキング、クロスカントリー、 （豊かな自然の中で自然に親しむ等のふれあいを目的に利用する。）	山地、丘陵地、里地、 海浜地等 （起終点はバス停や 駐車場等の交通機 関と接している）	運動靴・ トレッキ ングシュ ーズ等	ハイカー、自然愛好 家、ファミリー、グ ループ、学校等 一部身障者等の利 用も可能。	保全修復型 自然融合型
園路		散策、リゾート、観光 （自然景観地を訪れ、雄 大な風景や名勝にふれ 豊かな自然に接する目 的で利用する。）	自然景勝地、集団施 設地区、利用拠点 等、施設地区内連絡 路等	タウンシ ューズ等	ファミリー、グルー プ、学校、団体等、 すべての公園利用 者。 基本的に身障者等 の利用が可能。	自然調和型

表 2 整備・管理のイメージ（歩道・園路の維持管理内容）

タイプ	整備イメージ	整備内容	維持管理内容	備考
登山道	無整備	険しい山岳地帯と異なる、穏やかで優れた自然を「自然のまま」に楽しむため、基本的に安定している状況では整備しない。	山小屋や登山者等からの通報による危険情報の伝達。 自然災害等の破損の復旧だけで管理作業も行わない。	自然災害等による破損の場合のみ、復旧作業を行う。
	補修・修復	既存施設の破損箇所等の修復を行う。 浸食等の発生、拡大を防ぐ修復整備を行う。 (排水処理、充填処理、表面被覆等) 飛び石や踏み板を設置する。(踏み固めに伴う水たまりを避けてはみ出したことによる植生破壊対策)	登山シーズン前や繁忙期に巡視を行い点検する。 ササ刈り、倒木の除去、標識の設置等の安全確保を主眼に保守管理を行う。	既存施設、路面浸食、植生破壊、浸食進行箇所等の必要な箇所のみ補修等を行う。
	自然同化型	現況の自然に同化するよう周囲の自然石や倒木等を用い、浸食の拡大を防止する。最小限の資材で浸食の拡大やはみ出し等を防止する。	浮石の処理や腐食した木材の取替えなどを点検により行う。 破損した施設は早急に撤去し取替える。	条件が厳しい箇所(集水地点や地形の変化点等)、多数の利用者の影響箇所
探勝路	保全修復型	既存の踏み分け道や通路、ハイキングコース等の環境保全(ササ・下草刈り、水の処理等)、斜面地での土留め等の修復により歩道を整備する。	定期的な巡視等と速やかな補修を行う。ササ・草刈りや安心して歩けるよう路面の修復など比較的密度の高い管理を行う。	ハイカーなど安心して気軽に歩けるよう、標識や案内・解説板等も整備する。
	自己融合型	既存の路面補修を基本としながらも、安定処理や景観にとけこむ資材(土、砂利・砕石、石材、木材等)を用いて整備する。	定期的な巡視等を行い、浸食が進む前に補修や補足充填等を行い、拡大の防止を図る。	極力周辺で採取できる資材を用い、他からの持込を最小限にする。 必要に応じて身障者等の利用を考慮する。
園路	自然調和型	自然性や文化性等の環境特性に調和する資材を用い、利用状況に合わせ機能的で快適性に留意した整備を行う。 必要に応じて、ゆっくりと過ごせるようにベンチ等休憩施設を取り入れて整備する。	清掃等を含めて、定期的な点検等により充実した管理を行う。	多数の利用者や、身障者等を含む多様な利用者への対応を考慮する。 地域で産出する素材を極力用いる

(1) 歩道・園路の維持管理

歩道の維持管理に当たっては、路面の浸食や利用の集中など様々な課題を検討する必要がある。これらの課題を解消して安全かつ快適な登山環境を保持するためには、現状の利用状況と登山道のあるべき姿を踏まえて、維持管理計画を策定した上で、実際の管理を行うことが重要である。

歩道の整備イメージと維持管理内容について表 2 のとおりである。

ルートごとに利用者のイメージと維持管理の内容については、以下のとおりである。

(A) 登山道

①バリエーションルート

- ・登山者（上級）自身が自己の経験と技術により自己責任で利用することを想定する。
- ・維持管理は、基本的に行わない。

②山稜・高山帯ルート

- ・登山経験があり、必要な装備で自己の経験・技術に合わせて自己責任で縦走登山を楽しむことを目的とする登山者（中級）の利用を想定する。
- ・維持管理は、既存施設、路面浸食、植生破壊、浸食進行箇所等の必要な箇所の補修程度とする。
- ・登山シーズン前や利用集中期における登山道の巡視等によって、登山道に著しい破損が見られた場合に必要な対策を行う。

③山麓・樹林帯ルート、草原・湿原ルート

- ・高山植物などの自然や景観を楽しむことや、登頂の喜び・達成感を得ることを目的とする日帰りの利用者（初級・中級）の利用を想定する。
- ・原則として登山者が自己の経験と技術によって自己責任で利用することが前提となる。
- ・登山シーズン前や利用集中期における登山道の巡視等によって、ササ刈り、倒木の除去、登山道の破損や標識等の破損・不備が認められる場合、必要な対策を行う。

(B) 探勝路

- ・比較的高い安全性・快適性を提供し、周辺の自然環境や景観にも配慮した施設整備を行い、施設設置者が責任を持って維持管理を行う。
- ・利用頻度は高いため、定期的な巡視を行い、ササ・草刈りや安心して歩けるよう路面の修復補修等に努めるなど、密度の高い管理を実施する。

(C) 園路

- ・高い安全性・快適性を提供し、周辺の自然環境や景観にも配慮した施設整備を行い、施設設置者が責任を持って維持管理を行う。
- ・利用頻度は高いため、清掃等を含めて、定期的な点検・補修等により充実した管理を行う。

(2) 集団施設地区内の施設などの維持管理

集団施設地区は、ある程度の利用者を収容し、保健的な条件が良好でかつ災害に対して安全な地域が指定されており、施設の整備に当たっては、整備計画区の整備方針に基づいた施設が

整備されている。

集団施設地区はその指定目的から、都市公園のように営造物管理が求められる地域であるため、適切な維持管理を行って良好な状態に保つとともに、原則として高齢者・障害者等の社会的弱者への対応が必要であり、また利用頻度は高いため、清掃等を含めて、定期的な巡視・点検により充実した管理を行う。

I-3 巡視点検実施要領

I-3-1 利用者の安全・快適利用のための巡視項目

(1) 巡視の目的等 (図3 参照)

巡視は、利用を含む国立公園の機能の維持保全のため、公園を構成している施設等を、主に目視によって、目的どおりの機能が維持されているかを確認するものであり、異常が認められた場合、必要に応じて応急措置を講ずることを含むものとする。

巡視に関する活動については、以下のように3分類する。

- 利用者との対面による利用に関する案内
- 植物や施設の異常の発見及びこれへの対応
- 危険または異常な場所の発見並びに注意喚起及び是正

巡視活動を行う巡視員は、異常を発見した場合、応急措置（利用休止や簡易な修繕）や点検時の対応方針の検討に結びつく情報を整理し、直轄施設以外に異常が認められた場合については、施設管理機関へ連絡する。

また、巡視は限られた時間で確実に実施することが重要であり、必要最小限の巡視コースやポイントを整理し、効率的に実施するとともに、巡視員は十分に地域の条件や特性を理解し、限られた時間で確実に実施することが重要である。

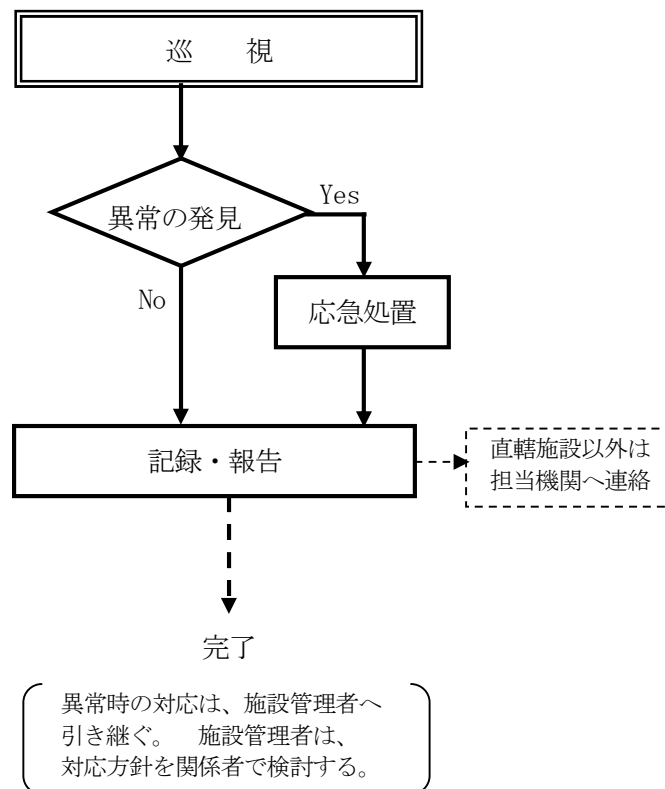


図3 巡視の内容

(2) 巡視の対象

一般的な巡視のメニューは、表 3 で示すとおり、「フィールド管理」や「美化清掃」、「利用者サービス」等、多岐に渡っており、基本的に国立公園全体を対象とするが、特に本指針の対象とする「施設の維持管理」については、直轄施設及び所管地、これらに隣接する歩道や園地、歩道から見える範囲とし、利用者の安全、快適利用の視点からの状況を把握し対応する。

表 3 巡視メニュー

管理運営メニュー		内容
保全関係	フィールド管理	高山植物の保護及び自然保護パトロール
		利用者に対する自然保護、美化清掃の普及啓発
		動植物管理
		植生保護（積雪期における植生保護のための仮設ロープ柵の設置等）
美化清掃	パトロールによる美化清掃	
利用関係	施設の維持管理 (地道等施設以外の執行範囲も含む)	集団施設地区内
		道路（車道・自転車道）
		歩道
		広場・園地
		橋
		避難小屋
		休憩所・展望施設
		野営場・運動場・水泳場・船遊場・スキー場
		駐車場
		排水施設・公衆便所
		博物展示施設
	利用者の管理	通行規制
		合同パトロール
		利用者安全管理
利用者サービス	自然情報等の提供	
	利用情報提供・問い合わせ対応	

(3) 巡視の頻度

巡視の頻度は、地域の条件や特性に応じて巡視する場所の優先度を判断し、設定する。頻度の決定に当たっては、主に以下の条件を考慮するものとする。

- ①施設の重要度（種別、利用者数等）
- ②施設の状況
- ③老朽度の程度
- ④構造物が破損した場合に第三者に与える影響
- ⑤修繕工事の難易度

(4) 巡視の頻度の考え方

巡視の対象となる施設の中で、歩道の占める割合は大きい。また、国立公園の歩道は厳しい地形条件の中に設置されている場合が多く、さらに厳しい気象作用を受けるという条件下にある。

しかし、利用者の多い歩道であっても登山道については、頻繁に巡視を行うことは困難であり、巡視の回数は限られることから、巡視に当たっては、施設の老朽化や機能の低下等を確実に把握することに留意する。

物的リスクが高い高山帯、岩稜部（ガレ場・岩場）であって人的リスクが高い登山者（登山歴が長く、必要な技術等を備えた者）が利用する登山道は、原則として、登山シーズン前等に行う。

物的リスクが比較的低い樹林帯、山麓、低山地、草原、湿原などで、人的リスクの比較的低い登山者、団体登山者が利用する歩道については、利用者が集中する時期の前に、特に整備した木道など木部の腐食によって歩行に危険が生じる施設の状況について把握するものとし、シーズン前及び利用が集中する時期に行う。

物的リスクが低い自然景勝地、集団施設地区、利用拠点等であって、人的リスクの低い不特定多数の人が利用する場所は、清掃を含めて、「安全」で「快適」な利用ができるかという視点も含め施設の状況を把握するものとし、シーズン前及びシーズン中に日常的に行う。

(5) 巡視の項目

巡視は、国立公園の管理にとって重要な業務であり、思いつきや形式的ではなくコースやポイントを指定し、確実かつ計画的に実施する必要がある。

巡視では、施設の状況に関すること、利用の状況等、数多くの項目をすべて確認することは困難であり、重点項目を定めて実施することが望ましい。歩道を例とした場合の巡視の主な項目は、次のとおり。

- ①路面
- ②路肩
- ③排水施設
- ④法面
- ⑤法面構造物
- ⑥安全施設
- ⑦自然物（登山道の地道部分、施設周辺の枯損木の有無等）
- ⑧橋
- ⑨利用者
- ⑩建物などの不法占拠、不正使用の有無
- ⑪ゴミ投棄

(6) 巡視の方法

巡視の方法には自動車、自転車、徒歩などがあり、登山道や自動車の乗入れができない場

所、集団施設地区や園地など車両が通行可能な場所、利用者が多い場所など、施設の配置や利用状況等に応じ行う。

- ・利用の密度の大小に捕らわれることなく、事業執行地は網羅するように巡視コースと巡視ポイントを決め、確実にを行う。
- ・単なる目視に止まらず、簡易な補修が必要な場合も予測し、最小限の補修器材を携帯する。

(7) 巡視後の対応

巡視終了後は、結果を巡視日誌（表4参照）等に記載する。緊急を要する事項については速やかに公園管理者や施設管理者に報告（連絡）するとともに、巡視日誌等に記載する。

表4 巡視日誌の例

所長	国立公園 保全整備課長	自然保護官	

平成 年 月 日

巡視日時	年 月 日（曜日） 天候： ： ～ ：		
巡視担当者			
巡視場所（施設）			
	特記事項		
施設の状況	直轄	施設	（例：歩道の路肩が崩れていた） 対 応 （例：トラロープで立入禁止の 応急処置を行った。 ：その後の対応は、施設管 理担当へ引き継いだ。）
		施設以外	（例：歩道横1mの所に枯木あり）
	その他		対 応 （例：〇〇県〇〇課へ報告）
利用の状況			
その他			
特記事項の位置図・状況写真等			

II 施設点検のための指針

II-1 施設点検の目的

利用者に「安全」で「快適」な国立公園空間を提供するためには、施設の故障や不備による利用者の事故等を未然に防止するとともに、利用施設による自然環境の破壊を防止することが必要である。

点検は、巡視により発見された、管理対象施設の異常を是正するとともに、専門的な知識をもって機能状態や劣化の程度を検査し、必要な対応を行うことを目的とする。

巡視は、多岐に渡る内容を目視により行うものであり、異常の詳細を把握することは困難であるが、点検において施設の機能や安全性を重点的に確認することにより、物的ハザードを除去することが可能となる。

II-2 施設点検の種類

点検は、巡視による異常の是正のほか、機能状態や劣化の程度の把握にあり、その性質から、以下のように大きく3分類する。(図4 参照)

平時点検・・・利用の最盛期の前、冬季閉鎖の直前など、年間を通じて回数、時期をあらかじめ計画し、実施する点検をいう。平時点検野帳(表6 点検野帳(例) 参照)に従って点検を行う。その際、緊急を要する異常については、立入禁止等の応急処置を行うとともに、速やかに施設管理者に報告する。

臨時点検・・・台風や地震など、施設へ影響を及ぼす可能性のある自然現象が発生した場合や、利用者から施設等の異常に関する情報提供があった場合、臨時に実施する点検をいう。基本的には平時点検と同様に、所管地内施設全般の点検を行うこととするが、自然災害の状況に応じ柔軟に対応する。結果は、臨時点検野帳に記録する。被害が確認されたり、施設の機能が失われたりしている際は、速やかに施設管理者に報告する。

専門点検・・・法定点検及び橋、電気設備などの専門性を要する点検をいう。結果は、委託管理特記仕様書に基くものとし、緊急を要する異常については、使用(利用)禁止等の応急処置を行い、速やかに施設管理者に報告する。

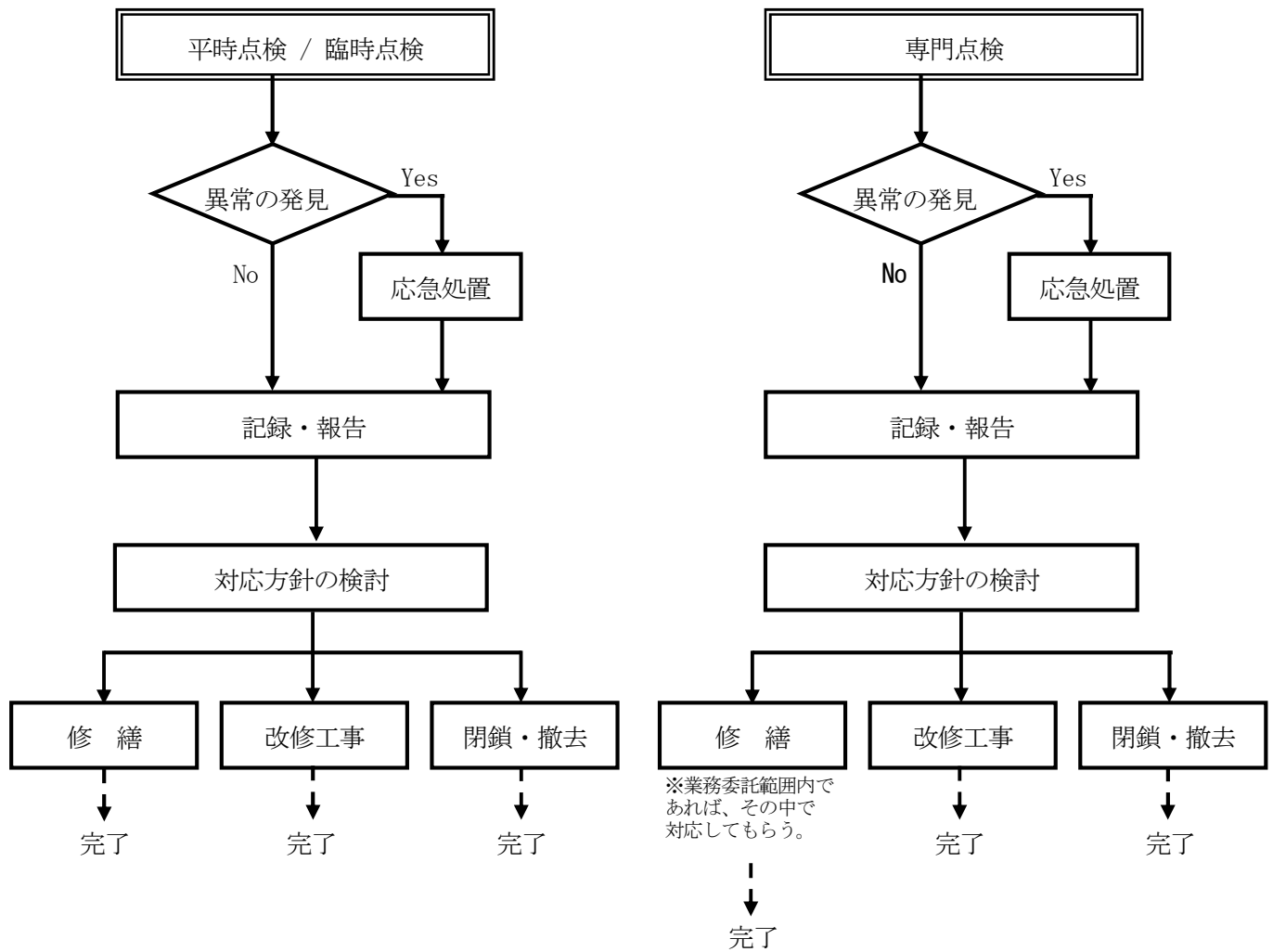


図 4 点検の内容

II-3 施設点検の範囲

管理の対象となる公園事業は、以下の 11 項目とし、施設点検は、原則として、環境省直轄施設を対象に実施する。

- ①道路（車道・自転車道・歩道）・橋
- ②広場・園地
- ③避難小屋
- ④休憩所・栈橋
- ⑤野営場
- ⑥駐車場
- ⑦給水施設・排水施設・公衆便所
- ⑧博物展示施設
- ⑨植生復元施設・動物繁殖施設
- ⑩砂防施設・防火施設
- ⑪自然再生施設

なお、それぞれの施設を構成する、施設と各設備が内包する物的ハザードになり得る主な項目については、表 5 のとおり。

表 5 施設と各設備に内包する物的ハザードになり得る項目 (1/2)

施設		ハザードになる項目						
1	道路(車道)		①破損	②不陸	③排水不良	④障害物	⑤清掃	⑥その他
2	道路(歩道)		①破損	②不陸	③排水不良	④障害物	⑤清掃	⑥その他
3	広場		①破損	②不陸	③排水不良	④障害物	⑤清掃	⑥その他
4	門扉(ゲート)		①破損	②腐食	③ぐらつき	④塗装	⑤表示不明	⑥施錠
			⑦油汚れ	⑧その他				
5	柵		①破損	②倒れ	③腐食	④ぐらつき・ゆるみ		⑤塗装
			⑥施錠					
6	車止め		①破損	②腐食	③ぐらつき	④塗装	⑤施錠	
7	標識板		①破損	②腐食	③倒れ	④塗装	⑤施錠	
8	照明灯	引込み	①切断	②たるみ	③樹木等への接触		④地下ケーブル露出	
			⑤その他					
		ポール	①破損	②腐食	③ぐらつき	④塗装	⑤施錠	
		灯具	①破損	②紛失	③腐食	④点灯	⑤清掃	⑥その他
配線	①破損	②露出	③自動点滅器		④スイッチ	⑤安定器		
	⑥漏電	⑦その他						
9	排水設備	側溝	①破損	②つまり	③勾配不良	④土砂堆積	⑤その他	
		管	①破損	②つまり	③勾配不良	④その他		
		柵	①破損	②つまり	③土砂堆積	④蓋紛失	⑤蓋破損	⑥その他
10	階段	本体	①破損	②亀裂	③すりへり	④沈下	⑤その他	
		手すり	①破損	②腐食	③ぐらつき	④塗装	⑤その他	
11	池	水	①水量	②水質	③すりへり	④生物	⑤漏水	⑥その他
		外柵	①破損	②ぐらつき	③腐食	④施錠	⑤その他	
		護岸	①破損	②亀裂	③沈下	④その他		
12	橋		①破損	②腐食	③塗装	④段差	⑤その他	
13	休憩所		①破損	②腐食	③塗装	④ぐらつき	⑤汚れ・落書き	
			⑥清掃	⑦火気	⑧その他			
14	ベンチ・野外卓		①破損	②腐食	③塗装	④ぐらつき	⑤汚れ	⑥固定不良
			⑦溶接不良	⑧その他				
15	パーゴラ		①破損	②亀裂	③倒伏	④ぐらつき	⑤固定不良	⑥腐食
			⑦塗装	⑧その他				

※道路(車道、歩道)や広場、階段は、路体の種類によって、物的ハザードが異なることに留意する。

表 5 施設と各設備に内包する物的ハザードになり得る項目 (2/2)

16	水栓		①破損	②亀裂	③ぐらつき	④漏水	⑤土砂堆積		
			⑥紛失(蛇口・樹蓋)		⑦汚れ	⑧その他			
17	便所	本体	①損傷	②塗装	③清掃	④落書き	⑤その他		
		窓・扉	①破損(ガラス・蝶番・扉・錠・窓枠)			②落書き	③その他		
		便器	①破損	②汚れ	③その他				
		水栓器具 (給水施設)	①破損	②故障(タンク・コック・バルブ)				③つまり	
			④漏水	⑤その他					
排水施設	①破損	②つまり	③その他						
18	高中木		①倒木	②病害虫の発生		③希少種の 保全	④枯損		
			⑤その他						
19	低木 地被		①倒木	②病害虫の発生		③希少種の 保全	④枯損		
			⑤その他						

II-4 点検実施要項

II-4-1 点検の方法

点検業務の要点はその客観性にあり、通常の巡視業務より客観的な視点からの安全性、機能性に関する幅広い知識が必要となる。また、点検業務では、巡視業務との連携が重要であり、巡視者と十分に意思の疎通を図る必要がある。

点検者は、あらかじめ、巡視者との打ち合わせを行い、点検ルート及び点検ポイントを示した点検野帳を作成し、全ての直轄施設を確実に点検する。

II-4-2 点検項目

点検は、施設を構成する表 5 に示した 19 の施設について、各施設設備が内包する物的ハザードになり得る項目について行う。

点検に当たっては、平時点検、臨時点検いずれも表 6 に示した施設点検野帳を用いることが望ましい。

(1) 平時点検・臨時点検の具体的項目

(A) 道路(車道・自転車道・歩道)、橋

- ① 路面に不自然なクラック、段差などができていないか
- ② 通行に支障をきたす水たまり等がないか
- ③ 倒木及び落枝などで動線が妨げられていないか
- ④ 路肩部分の崩落等がないか
- ⑤ 通行に支障をきたす植生の繁茂はないか
- ⑥ 野生動物の死骸等がないか
- ⑦ 立ち入り禁止等の処置は適切か
- ⑧ 横断、または平行する水路に異常はないか、雨天時には流水阻害はないか
- ⑨ 照明灯、標識類に異常はないか(誘導標識の方向は間違っていないか)
- ⑩ 基礎部に陥没、クラック、腐食等がないか
- ⑪ 手すり等の部材にボルトの緩み、ぐらつき、腐食、ささくれ等がないか

- ⑫ 部材が外れる、または破損するなどして、穴が開いたりしていないか
- ⑬ 塗装がはげるなどして見苦しくなっていないか
- ⑭ 構造外の板やひもなどの危険なものが取り付けられたり、置かれたりしていないか
- ⑮ その他通行に支障がある物がないか（木道等による釘の踏み抜きなどないか）
- ⑯ 雪、凍結などで滑りやすくなっていないか

(B) 広場・園地

- ① 本来の地表面が異常に掘れ、埋まり、または小石などが露出、散乱して、危険な状態になっていないか
- ② 石、木の枝、ロープ等の危険なものが置かれ、もしくは取り付けられたりしていないか
- ③ 広場が異常に湿っていたり、ゴミ等が散乱したりするなど、不衛生になっていないか
- ④ 雑草等が異常に繁茂し、利用に支障が生じていないか
- ⑤ 整備された関連施設に、(A) ⑨から⑭等の異常はないか
- ⑥ 案内板の汚損、劣化により記載内容が不明確になっていないか
- ⑦ 植栽木又は自然木について、倒木や落枝のおそれはないか

(C) 避難小屋

- ① 基礎部に陥没、クラック、腐食等がないか
- ② 手すり等の部材にボルトの緩み、ぐらつき、腐食、ささくれ等がないか
- ③ 部材が外れる、または破損などにより、穴が開いたりしていないか
- ④ 塗装の剥離や落書きなどにより見苦しくなっていないか
- ⑤ 構造外の板やひもなどの危険なものが取り付けられ、または置かれていないか
- ⑥ 雨漏り等がないか
- ⑦ 害虫の巣等がないか

(D) 休憩所・栈橋

- ① 基礎部に陥没、クラック、腐食等がないか
- ② 手すり等の部材にボルトの緩み、ぐらつき、腐食、ささくれ等がないか
- ③ 部材が外れる、または破損などにより、穴が開いたりしていないか
- ④ 塗装がはげる、落書きなどにより見苦しくなっていないか
- ⑤ 構造外の板やひもなどの危険なものが取り付けられ、または置かれていないか
- ⑥ 雨漏り等がないか
- ⑦ 周辺の植生などにより、展望が阻害されていないか
- ⑧ 害虫の巣等がないか

(E) 野営場

- ① 本来の地表面が異常に掘れ、埋まり、または小石などが露出、散乱して、危険な状態になっていないか
- ② 石、木の枝、ロープ等の危険なものが置かれ、もしくは取り付けられたりしていないか
- ③ 広場が異常に湿っていたり、ゴミ等が散乱したりしているなど、不衛生になっていないか
- ④ 火の始末は適切に行われているか、指定区域外で火気が使用されていないか

- ⑤ 水道等に異常はないか
- ⑥ 排水口につまり等の異常がないか
- ⑦ 害虫の巣等がないか

(F) 駐車場

- ① 路面、車止め、柵、標識などに異常はないか
- ② 開閉器などのゲートの機材等は正常に機能しているか
- ③ 利用に支障をきたす、倒木、落枝等はないか

(G) 給水施設・排水施設・公衆便所

- ① 汚損はないか（衛生状態が保たれているか）
- ② 電気、水道設備、排水口に異常はないか
- ③ トイレトペーパーなどの備品類は切れていないか
- ④ 落書きなどにより見苦しくなっていないか
- ⑤ 害虫の巣等がないか

(H) 博物展示施設

- ① 基礎部に陥没、クラック、腐食等がないか
- ② ベンチの部材にボルトの緩み、ぐらつき、腐食、ささくれ等がないか
- ③ 部材が外れる、または破損などにより、穴が開いたりしていないか
- ④ 塗装がはげる、落書きなどにより見苦しくなっていないか
- ⑤ 構造外の板やひもなどの危険なものが取り付けられ、または置かれていないか
- ⑥ 雨漏り等がないか
- ⑦ 利用の阻害となる植生の繁茂はないか
- ⑧ 害虫の巣等がないか
- ⑨ 水道設備、電気設備、展示に異常はないか
- ⑩ 小動物の侵入により、利用に支障を与えていないか

(I) 植生復元施設・動物繁殖施設

- ① 破損していないか
- ② 立ち入り禁止等の処置は適切か
- ③ 他の動植物の侵入などはないか

(J) 砂防施設・防火施設

- ① 破損していないか
- ② 立ち入り禁止等の処置は適切か
- ③ 常に機能が果たせる状態にあるか

(K) 自然再生施設

- ① 目的を阻害する外来生物の侵入などはないか

(2) 専門点検の項目

専門点検では、設備、機器自体の機能の保全（保守）とともに、適正な運転がなされること

を点検することが重要であり、そのための各種の点検・検査や測定・記録が必要である。このような施設に関しては、安全上、防災上、衛生上の設置・点検基準等が法令で定められているものが多く、これらに基づいた点検を行うものとする。

また、重要かつ安全確保を図ることが必要な施設については、専門点検に依存するだけでなく、必要に応じて自主的な点検基準を設定して機能維持を図ることが必要である。

(A) 給水施設

給水を必要とする箇所の散水栓において、常に一定の圧力と使用上必要な水量を保持するために、受水槽、高架水槽等の適正な容量と給水ポンプの性能が正常であるように点検を行う。また、給水方法によっては水道法（昭和 32 年法律第 177 号）に基づいて安全衛生を確保する。

- ① 配管系統及び各種機器の漏水、破損等の定期的な点検及び保守
- ② 受水槽、高置水槽の定期的な清掃及び点検
- ③ 水質検査
- ④ 使用水量の確認、水道メーターの点検

(B) 排水施設、処理施設

排水設備は、排水をスムーズに流出させるよう、各種機器の点検、清掃及び整備を行う。処理施設は機器の保全とともに、放流水あるいは再利用水としての水質保持のための測定、検査、流量や濃度に応じた調整等を行う。

- ① 排水系統及び各種機器の定期的な清掃、点検及び保守
- ② 処理施設の運転、作動状況の点検、各槽内の点検及び保守
- ③ 処理施設の運動条件の調整
- ④ 処理施設の清掃
- ⑤ 流入水、放流水等の水質検査

(C) 電気施設

電気施設の点検は、設備機能の維持のための故障の発生防止、故障の修理、効率的運用のほか、電気設備による感電、火災、傷害などの事故の防止も重要な目的となる。

また、自家用電気工作物については、電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号）に基づいて自主保安体制を整えるものとする。

- ・電気工作物を技術基準の定めるところに従い、常に維持すること（電気事業法第 4 3、7 3 条）
- ・電気工作物の工事、維持及び運用の監督を行わせるため主任技術者を選任すること（同法第 5 2、7 4 条、同施行規則第 6 1、7 6 条）
- ・電気工作物の保安の確保のための保安規程を作成し届け出ること（同法第 5 2、7 4 条、同施行規則第 6 1、7 6 条）

○電気工作物の定義（電気事業法第2条及び電気事業法施行令第1条）

「電気工作物」とは発電、変電、送電若しくは配電又は電気の使用のために設置する機械、器具、ダム、水路、貯水池、電線路その他の工作物をいう。

ただし、政令によって鉄道車両、船舶、自動車等に設置される工作物（これらの車両、搬器、船舶及び自動車以外の場所に設置される電氣的設備に電気を供給するためのものを除く。）及び航空機に設置される工作物並びに電圧30ボルト未満の電氣的設備（電圧30ボルト以上の電氣的設備と電氣的に接続されているものを除く。）は除かれる。

○自家用電気工作物の範囲（電気事業の用に供する電気工作物及び一般用電気工作物以外の電気工作物 電気事業法第38条第4項）

1. 600ボルトを超える電圧で受電するもの。
2. 構外にわたる電線路を有するもの。
3. 次の自家用発電設備（非常用予備発電装置を含む。）を有するもの。
 - (イ) 太陽電池発電設備であって出力20キロワット以上のもの
 - (ロ) 風力発電設備であって出力20キロワット以上のもの
 - (ハ) 水力発電設備であって出力10キロワット以上のもの（ダムを伴うものを除く。）
 - (ニ) 内燃力を原動力とする火力発電設備であって出力10キロワット以上のもの
 - (ホ) (イ)～(ニ)の設備であって、同一の構内に2設備以上が電氣的に接続され、それらの設備の出力の合計が20キロワット以上になるもの
4. 火薬類を製造する事業場。
5. 鉱山保安規則が適用される鉱山のうち、別に告示するものを有するもの。

(D) 防火施設

消防法（昭和23年法律第186号）の規定に基づき、守られるべき、防火上重要な施設を中心に、火元になるおそれのある部分、公園利用者の避難経路、初期消火等の為の防火用水、消火設備等の点検を行う。

(E) その他

橋などのより専門的な知識が必要な構造物について、専門業者等により、点検を行う。

II-5 異常発見時の対応方法

巡視時または点検時に異常を発見した場合には、問題の緊急性などを考慮し、適切な対応を行う。

(1) 応急処置

発見された異常の状況が、施設の機能及び利用安全上、問題がある場合には、立入禁止措置や注意喚起等の応急処置を行う。またボルトナットの締め固め、汚れ、ゴミの除去など簡易なものであって手持ちの器材や労力で対応できるものについては、その場において補修等を行う。

(2) 修繕

巡視時、点検時に直ちに対応できないものについては、仮補修、立入禁止処置、その他必要な応急処置を施した上で点検野帳に記録する。

その後、必要に応じて施設管理担当者と共に現地確認を行い、修繕の必要性や修繕方法を検討し、修繕する。

(3) 改修工事

修繕では対応が困難であって引き続き施設を維持する必要がある場合や、周囲を含めた施設整備の見直しを行う必要がある場合は、調査・設計を行い、工事発注により改修整備を行う。

(4) 閉鎖・撤去

異常（老朽化を含む）がある施設で所期の目的が達せられたもの、或いは、社会情勢等において今後特に必要ない場合、大規模改修等のため予算措置が困難な場合等は、施設を閉鎖又は撤去する。

平時・臨時点検野帳 (例)

表 6 点検野帳 (例)

国立公園名 ○○国立公園
公園事業名 ○○○園地

点検日 平成19年2月23日(金) 天候：晴
9：00～12：00

点検者

報告受者

印

印

路線/ 施設No.	施設名	概要	処	置	確認日	確認者印	修繕確認
園路01	石張り舗装	良・要観察・要修繕					
園路02	木道	良・要観察・要修繕					
園路03	木道	良・要観察・要修繕					
園路04	木道	良・要観察・要修繕					
園路05	土系舗装	良・要観察・要修繕					
園路06	砕石舗装	良・要観察・要修繕					
園路07	丸太階段	良・要観察・要修繕					
施01	駐車場1	良・要観察・要修繕					
施02	駐車場2	良・要観察・要修繕					
施03	四阿1	良・要観察・要修繕					
施04	四阿2	良・要観察・要修繕					
施05	ベンチ1	良・要観察・要修繕	汚れあり		4/23	印	
施06	ベンチ2	良・要観察・要修繕					
施07	野外卓	良・要観察・要修繕					
施08	休憩デッキ1	良・要観察・要修繕					
施09	休憩デッキ2	良・要観察・要修繕					
施10	園名板	良・要観察・要修繕					
施11	総合案内標識	良・要観察・要修繕					
施12	解説板1	良・要観察・要修繕	劣化により表示不明		4/23	印	○/○ ××(株)にて完了
施13	解説板2	良・要観察・要修繕					
施14	解説板3	良・要観察・要修繕					
施15	案内・指導標識1	良・要観察・要修繕	劣化により表示不明		4/23	印	○/○ ××(株)にて完了
施16	案内・指導標識2	良・要観察・要修繕					
施17	案内・指導標識3	良・要観察・要修繕					
施18	注意標識1	良・要観察・要修繕					
施19	木柵 (立入防止)	良・要観察・要修繕					
		良・要観察・要修繕					
		良・要観察・要修繕					
添付書類		現場確認写真 現場位置図					

Ⅲ 非常時における管理指針

施設の維持管理は、利用者の安全を守り、利用者に安心感を与える「安全の確保」が目的の一つであり、非常事態を未然に防ぐことが必要である。

非常事態は、意図をもって行われる施設の維持管理に反し、利用者、施設管理者の双方に不都合または不利益を与える一切の事態である。その原因は、自然災害によるものから、事故等の人為的なものまで、多様な原因によるものが含まれる。また被害の状況から見れば、自然災害や火災等のように人的、物的に及ぶ複合的なものと、事故のように単一的なものがあり、これによって対応も大きく異なるものである。

非常事態のうち、人為的な原因（事故）によるものは、巡視、点検等によって軽減することができるが、自然災害などの原因によるものは、避けきれない場合もあることから、あらかじめ予見し未然の措置を講じるとともに、事態が生じた場合はその事態を適時・適切に対応することによって被害の拡大を防ぎ、利用者の安全の確保を図ることが重要である。

Ⅲ－１ 事故・急病等対策（事故、ケガ・急病）

国立公園は環境省の所管地以外に他省庁（国有林等）や都道府県等が土地を所有し、施設等を整備・管理している地域が存在することから、非常時においては、その責任の所在や対応が異なることに留意する必要がある。

- (1) 環境省所管地で発生した場合 ー事業執行者(施設所有者)としての管理
 - ・関係者(機関)との連携体制の中で協力を得ながら、主体的な対応を行う。
- (2) 環境省所管地以外で発生した場合 ー公園指定者としての管理
 - ・発生した場所の事業執行者や土地又は施設の所有者を中心に、事態に応じて環境省が対応可能な内容について、協力・支援する。
 - ・ただし公園指定者として、事故状況把握・蓄積を行い、必要に応じ、利用者への情報提供等による物的・人的ハザードの除去に努める。

本指針では、基本的に環境省所管地で発生した場合の対応について、歩道を例として示すこととするが、歩道以外の施設についても、適切な対応、情報提供により、非常時の対応に備えることとする。

なお、自然地域での非常時においては環境省単独で解決することが困難な場合も多く、また予防の面でも他の関係機関と協力連携し情報を共有しながら対応することが有効であることを踏まえ、予想される対応等について関係機関とも協議・協力しながら整理し、実施することが望ましい。

Ⅲ－１－１ 事前準備事項

- (1) 緊急連絡体制の構築
 - ・発生した箇所や事故等の内容に対する医療機関、救護機関の配置状況、対応可能状況等を事前に整理し、医療機関、消防署、警察署等の各関係機関と緊急連絡体制を構築する。
 - ・当該国立公園に関わる都道府県、市町村等との連絡体制を整え、非常時に協力・連携を図れるようにする。
 - ・利用者の多い集団施設地区では、利用者に対し必要以上の混乱を招くことのないこと、二次的な被害を防ぐ必要があることから、集団施設地区内の宿舎や売店等の施設も含めた連絡・協力体制を整えることが必要である。

(2) 事故多発箇所・発生要因等の把握

- ・過去の事故やケガの発生箇所（特に集中する箇所等）や発生要因等について整理し、利用者への注意喚起等、事故防止の基礎情報とする。

(3) 応急手当の救急訓練等の奨励

- ・負傷者の対応に関しては迅速な判断が必要であり、原則として医師等の専門的な知識を有する者の判断や指示を受ける必要がある。一方、緊急時には応急手当を施すことが一般的に有効であることから、現場の公園管理に関わる担当者は、救急訓練・講習等を受け、緊急時に備えることが望ましい。また、山域によっては、シーズン中簡易診療所が開設される場合があるため、こうした機関との連携し、緊急組織の編成を行うことが望ましい。

(4) 救急用品等の備蓄

- ・各管理拠点では、場所の条件・特性に応じ、必要な救急用品等を準備する。

[他関係機関と協議・協力により実施が望まれる事項]

○事故・急病等発生時の連絡先の周知

- ・国立公園内で事故が発生した場合、負傷者、急病人等の迅速な救護のために、あらかじめ利用者に緊急時の連絡先・連絡方法を周知しておくことが重要である。ただし、山岳地等においては、施設が未整備であるということを踏まえ、事故に遭遇した場合の処理・解決について、原則、自己責任であることの普及に努める。
- ・周知方法としては、利用拠点（VC、宿泊施設）や登山口等、利用者が事前に情報を得られる場所での標識類やリーフレット等による掲示、国立公園ホームページ等を活用する。
- ・緊急時の連絡手段として、携帯電話を使用するケースも比較的多くなっていることから、山岳地域においては、必要に応じて通話可能な地域の情報提供を行う。

◇事故防止に関する情報提供例

- ・登山届提出のお願い、登山届入手場所と提出機関
- ・登山道について事前の確認(道の状況、利用不能箇所の有無等)、問合せ先
- ・十分な装備の確保(雨具、防寒具、食料、懐中電灯、地形図、コンパス、警笛、携帯電話(無線機))
- ・利用上の注意事項(道から外れない、迷ったとき沢には降りない、手すりのない橋の通行注意等)
- ・遭難時における捜索費用は自己負担
- ・携帯電話利用可能地域
- ・緊急連絡先(医療機関、山岳部利用関係機関)

登山上の注意

◇登山届は命を守るガイドです◇

登山の際は必ず、登山届を提出してください。
万一、遭難した場合、登山届が提出していると、捜索がスムーズに行われ、発見される可能性が高まります。

登山届入手場所及び提出機関

機関名	住所	電話番号
屋久島警察署	屋久町安房304-42	☎0997-46-2110
上屋久町役場	上屋久町宮之浦1593	☎0997-42-0100
屋久町役場	屋久島尾之間157	☎0997-47-2111
その他	島内の文書・空港、港、各観光案内所、船内、屋久島世界遺産センター、屋久島環境文化センター、淀川登山口、荒川三叉路、白谷雲水峡登山口、民宿など宿泊施設	

◇登山道は事前に確認を◇

登山道が荒れていたり、利用不能になっていることがあるので、登山を行う際は、状況をよく調べてください。
荒川登山口から縄文杉、淀川登山口から宮之浦岳を往復するには徒歩で約10時間程度を要します。

◇十分な装備で◇

海岸部は天気がよくても、山岳部の**天気は急変**するので登山用の**雨具**は必需品です。また、日帰りでも、**非常用に防寒衣**(冬は-10~-15℃に下がります)テントやツェルトの準備もお忘れなく。
・食糧(チョコレートや飴玉)・懐中電灯・地形図・コンパス・警笛・携帯電話(無線機)も必需品です。

◇登山道から外れない!◇

屋久島の山は、道に迷いやすく、いったん登山道から離れると遭難する恐れがあります。なお、せまい登山道では、原則上り優先で、譲り合ひましょう。

◇道に迷わないように気をつけましょう◇

沢伝いに川を下ることは、滝が多くて大変危険ですから、絶対に沢へは降りないでください。

道に迷ったら、体力を消耗しますので、むやみに動き回らないようにして下さい。また、救助用に警笛や携帯電話を持参することを奨めます。
なお、行方不明者の多くは、道に迷ったことによる遭難者です。

一部の携帯電話は、宮之浦岳や永田岳など主要な山頂や、種子島が見える場所、縄文杉への登山道(大株歩道)の一部では使用できる場合があります。
※屋久島山岳情報(登山届を掲載しています)
http://www.pref.kagoshima.jp/police/oshirase_34.htm

遭難時における捜索費用は自己負担です。

※屋久島山岳部利用対策協議会発行「屋久島マナーガイド」より

Ⅲ-1-2 予防

登山技術や知識による予防策については様々であり、一般的に想定されるケガ・事故、急病に対する管理者として対応可能な予防策(例)については以下のとおりである。

(1) 失道

- ・歩道のレベルに応じた管理を行う(歩道沿いの草刈りによる道の明確化、マーキング、標識・補助誘導標識等)。

(2) 落石・落枝

- ・岩場やガレ場等、落石の危険性の高い箇所や、枯木等の下を通過する歩道等、落枝・倒木の可能性が高い場所において注意喚起を行う(標識類)。
- ・必要な場合は、迂回ルートを設定する。

(3) 転落・滑落

- ・事故発生箇所やその危険性の高い箇所において注意喚起を行う(標識類、ロープ柵)。
- ・必要な場合は、迂回ルートを設定する。
- ・休憩や写真撮影のポイント等、気を緩めている時や他に気を取られている時も事故発生頻度は高く、そのような箇所における危険性チェックや注意喚起等の管理も重要である。

維持管理 23

[他関係機関と協議・協力により実施が望まれる事項]

①危険な動物(クマ、ハチ、ハブ等)

- ・地域の環境特性や過去の発生記録に応じ、特に対応が必要な危険動物の生態や行動特性、事故の多発地帯を把握する。
- ・情報の整理・分析を行い、危険性の注意喚起をVC等、利用者への案内拠点や歩道入口、発生多発箇所等において行う。
- ・遭遇しない(被害にあわない)ための留意点、万一遭遇した際の留意点、応急処置方法等を周知する。
- ・危険な動物の目撃情報の収集については、利用者等から協力を得て、常に最新の情報を収集することが望ましい。

注) 過度の情報提供は、地域において希少な鳥獣(ツキノワグマ等)の過度の捕獲による地域個体群の保護に影響を生じるおそれがあり、野生動物の生息地の確保等について普及啓発を図ることも重要である。

②天候の急変

- ・季節、歩道のレベル、行程等に応じた十分な装備の携行を周知する。
- ・天気予報、万一の際のエスケープルート・避難場所等の情報提供を行う。

③疲労

- ・ルート情報(標高差・距離、難易度、休憩・宿泊拠点、水場情報等)を提供する。
- ・季節、歩道のレベル、行程等に応じた十分な装備の携行を周知する。

④火山性ガス

- ・火山性ガス情報の提供、発生区域の立入り制限措置を行う。

⑤雪崩

- ・雪崩多発箇所、気象情報(なだれ注意報等)の情報提供を行う。

ツキノワグマを保護管理していくための資料となりますので、ご協力をお願いいたします。
該当する番号に○を付けるか、必要事項をご記入下さい。

1. クマを見た日時について。 _____ 年 _____ 月 _____ 日 am/pm _____ 時頃 天気 _____
2. クマを見た場所について。 その場所を別紙の地図に×印で記入して下さい。
もし地図に該当する場所がなければ、おおよその地名について記入して下さい。
[_____]
3. その時クマとあなたとの距離はどのくらいでしたか。 約 _____ m
4. クマは単独でしたか。親子連れでしたか。
(1) 単 独 (2) 親子連れ → 仔グマの数 _____ 頭
5. その時、クマは何をしていましたか。 [_____]
6. クマに耳票や発信器付きの首輪がついていた場合、どのようなものがついていたか具体的にご記入下さい。 → [_____]
7. その時、鈴を鳴らすなどの対策をとっていましたか。
(1) 鈴を鳴らしていた (2) 声を出して歩いていた (3) 何もしていなかった
(4) その他 → [_____]
8. その時、あなたを含めて何人いましたか。 _____人
9. 今回こちらを訪れた目的は何ですか (例：ハイキング・写真撮影等)。
→ [_____]
10. 住 所 _____ 都・道・府・県 _____ 市・町・村
11. 性 別 (1) 男 性 (2) 女 性
12. 年 齢 (1) 10代 (2) 20代 (3) 30代 (4) 40代 (5) 50代 (6) 60代 (7) 70代以上
13. よろしければお名前と電話番号をご記入下さい。
氏名 _____ Tel _____

ご協力大変ありがとうございました。

受付施設

日光湯元ビジターセンター

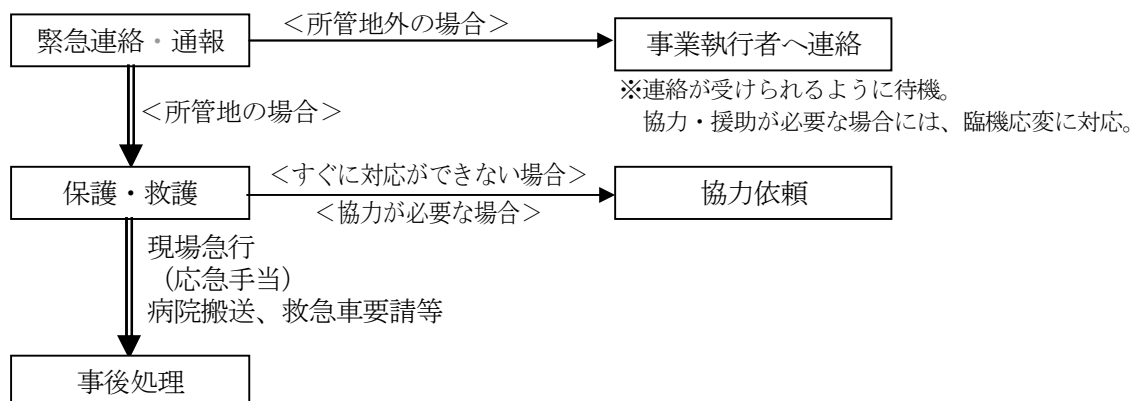
受付日 _____ 年 _____ 月 _____ 日

↑日光湯元でのクマ目撃情報収集例
(アンケート用紙)



日光湯元での注意喚起例→

Ⅲ－１－３ ケガ・事故、急病発生時の対応



(1) 緊急連絡

- ・環境省に事故等の通報が入った場合、連絡体制に基づき、関係機関に迅速に連絡を行う。
- ・所管地や直轄施設で発生した事故等については、管理責任を問われる可能性があり、他の関係機関に連絡があった場合、環境省に連絡が入るよう体制を整えておく。

<遭難事故の場合>

- ・山岳地における遭難事故への対応は、地域により警察や消防(消防団を含む)、自治体等、またはこれらが組織された遭難対策協議会が対応していることがほとんどである。
- ・環境省に救助要請等の連絡が入った場合には、状況をできる限り詳しくかつ正確に把握した上で、関係機関へ要請等の内容を速やかに伝達する。
- ・関係機関との連携・連絡体制の中で、事故状況に応じた役割分担を臨機応変に調整し、支援・協力を行う。

◇救助要請の際に確認する事項

- ・発生日時
- ・発生場所(場所が特定できない場合は、周囲の地形の特徴や、何時にどこを通過してきてどこへ向かっていたのか等を確認)
- ・遭難者情報：氏名(漢字のつづり、ふりがな)、住所、年齢、職業、連絡先、所属山岳会等
- ・遭難者の外見的特長(着ているウェアの色や体形等)
- ・遭難の原因
- ・ケガ等の状況(自力歩行が可能か)
- ・登山届提出の有無、提出先

※『Outdoor レスキュー・ハンドブック』(山と溪谷社)より

(2) 保護・救護

- ・ケガ・急病人発生(事故発生)の通報を受け、状況を確認し、保護・救護の必要がある場合、病院への搬送、救急車の要請等、状況に応じ適切な措置を行う。また、必要に応じて現場に向かい状況を把握する。

Ⅲ－１－４ 事後処理

事故は利用者が被る身体的・精神的損害のほか、公園施設等の物的資産の損失、管理者の怪我なども含まれる。事故発生の要因としては、施設や管理の不備、利用者の不注意などがあり、事後の処理により事故情報の把握を行うことは、事故の未然防止につながることから、関係機関と連携し行うものとする。

(1) 事故情報の公表

- ・事故発生後、事故情報（場所・原因等、注意を促すための事故概要）をビジターセンターや山小屋、歩道起終点、インターネット等により速やかに提供し、利用に当たっての注意喚起をおこなう。
- ・所管地外や直轄施設以外で発生した事故情報についても、関係機関と調整のうえ、必要に応じて情報発信を行う。

(2) 事故現場の点検・措置

- ・事故が起きた施設や場所において、必要に応じて立入禁止や使用制限を行うとともに、原因分析や取扱いを検討し、修理又は撤去等の適切な対応を行う。
- ・事故が発生した施設・場所以外でも同種、類似する施設等により事故発生のおそれがある場合には、安全の再点検（臨時点検）を行い、必要に応じて適切な措置を講じる。

(3) 事故情報の記録・報告

- ・事故状況を把握、事故の記録（表7 参照）を作成し、上部機関へ報告するとともに、今後の事故再発防止、施設の改善のために活用する。

記録事項例：◇日時、場所、天候

◇被害者情報：氏名、年齢、連絡先、性別、服装、

◇被害状況：負傷部位、種類、程度等

◇事故の形態（転落、衝突、強打等）

◇事故の原因：物的要因、人的要因等

◇事故発生までの経緯、周辺の状況、現場の写真

◇事故への対応：警察・消防への連絡、保護者・家族への連絡、病院への搬送・治療等、立入り禁止措置等

◇発見者・通報者情報：氏名、連絡先

◇記録者名

- ・情報については、環境省のみならず関係機関との間でも共有化することが重要であり、所管地外で発生した事故情報についても得られるような情報共有体制を整備することが望ましい。
- ・重大事故の再発防止対策については、関係機関や学識経験者等で構成する委員会等により検討する等、幅広い関係者の連携の中で進めることが望ましい。

表 7 事故情報の報告・記録様式の例

発生日時	年 月 日 (曜日) :	天候:
発生場所		
被害者情報	氏名: (歳) 男・女 連絡先<住所>: <電話>: 服装等: 同伴者、保護者等:	
被害状況	負傷部位: 種類: (例: 打撲、骨折等) 程度等: (例: 縫合○針、入院○日等)	
事故の形態	(例: 転落、衝突、強打等)	
事故発生までの経緯 事故の原因 現場の状況 等 <現場写真等>	(例: 原因施設名、地面の状態等)	
事故への対応	(例: 警察・消防への連絡、保護者・家族への連絡、病院への搬送・治療状況、立入り禁止措置等)	
発見者・通報者情報	氏名: 連絡先<住所>: <電話>:	
記録作成者		作成日

Ⅲ－２ 災害対策（気象災害、震災、火災、その他の自然災害）

非常事態のうち、人為的な原因（事故など）によるものは、巡視、点検等によって未然に防止又は軽減することができるが、自然災害など予期せぬ原因によるものは、避けきれない場合もある。この場合はその事態を適切に対応することによって被害の拡大を防ぎ、利用者の安全の確保を図ることができる。

自然災害はその種類や規模など様々であるが、頻繁には発生するものではなく、通常業務により対応が習得することは困難である。しかし、災害はいつ、どこで起こるか予想もつかないことから、施設の維持管理に携わる者が共通の災害に対する意識と、対応能力を備えることは必要である。

（参考） 災害対策基本法に基づく計画

（１）防災業務計画

- ・「環境省防災業務計画」（平成17年10月1日改正）は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第36条第1項に基づく指定行政機関として作成する（図5 参照）。
- ・「環境省防災業務計画」は、中央防災会議の防災基本計画を基本とし、災害の種別ごとに、具体的対策を、予防、応急対策、復旧・復興の段階に応じて記載している。

（２）地域防災計画

都道府県及び市町村は災害対策基本法40条第1項及び42条第2項に基づき、地域防災計画を作成する。

「地域防災計画」は、防災基本計画を基本とし、次に関することを記載する。

- ・関係する地域に係る防災に関し、区域内の公共的団体その他防災上重要な施設の管理者の処理すべき事務又は業務の大綱
- ・地域に係る防災施設の新設又は改良、防災のための調査研究、教育及び訓練その他の災害予防、情報の収集及び伝達、災害に関する予報又は警報の発令及び伝達、避難、消火、水防、救難、救助、衛生その他の災害応急対策並びに災害復旧に関する事項別の計画
- ・地域に係る災害に関する前号に掲げる措置に要する労務、施設、設備、物資、資金等の整備、備蓄、調達、配分、輸送、通信等に関する計画

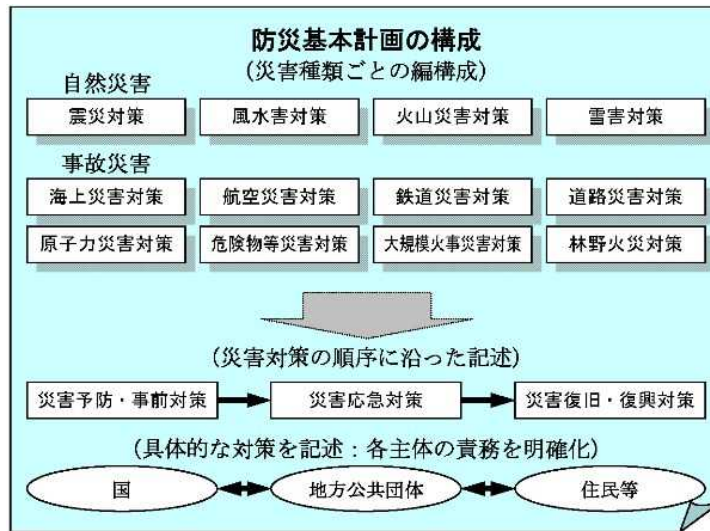


図 5 防災対策基本法に基づく計画

IV 維持管理業務の実施体制

IV-1 管理業務の流れと実施体制

IV-1-1 管理業務の流れ

巡視、点検およびその後の対応(修繕等)等、管理業務の基本的な流れは以下のとおりであり、これらを構成する各業務の役割分担は、各地域の特性や管理形態に応じて設定するものとする。

(図 6 参照)

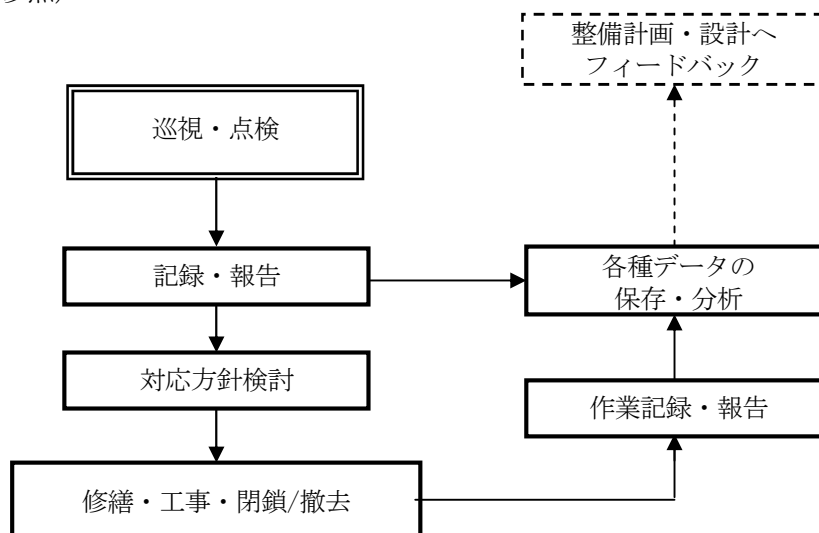


図 6 管理業務の流れ

IV-1-2 管理実施体制の構築

公園管理全体の基本的な管理業務(巡視、点検等)を円滑に遂行するための実施体制と管理関係者の役割分担を検討し構築する。(図 7 図 8 参照)

各地域によって、管理形態(委託管理、直営等)や管理者の人員や関係行政機関、地元団体やボランティア団体等の協力者の状況が異なるため、各地域に適した管理体制を構築することが重要である。

(例)

管理体制の構築に当たっては、特に以下の点に留意するものとする。

- ・自然保護官事務所を經由し、環境省(本省)まで情報の共有化が図れる体制とする。
- ・環境省(自然保護官事務所)は対象施設以外であっても、必要に応じて、整備施設や歩道の状況、管理実務の流れ等、管理にかかる全体の状況の把握に努める。
- ・環境省(自然保護官事務所)は、管理の実務担当機関の業務遂行状況のチェック、あがってきた報告事項への対応(判断)、上部機関(地方環境事務所、本省)への報告等、管理全体の窓口的な役割を果たす。
- ・国立公園の管理では、多くの機関・団体等が関わり、互いに協力・連携することにより効率よく遂行されるものであり、関係機関で構成される協議会等を構築し、公園管理の方針や役割分担、情報の共有、対策の検討、緊急時の対応等が行われることが望ましい。
- ・管理の実務担当者は、ボランティア団体を含め多様であり、担当者や機関によって管理方法や質にばらつきがでないよう、地域ごとに管理ルール(判断と対応等)の取り決め等を行い、統一的な管理が行われることが望ましい。

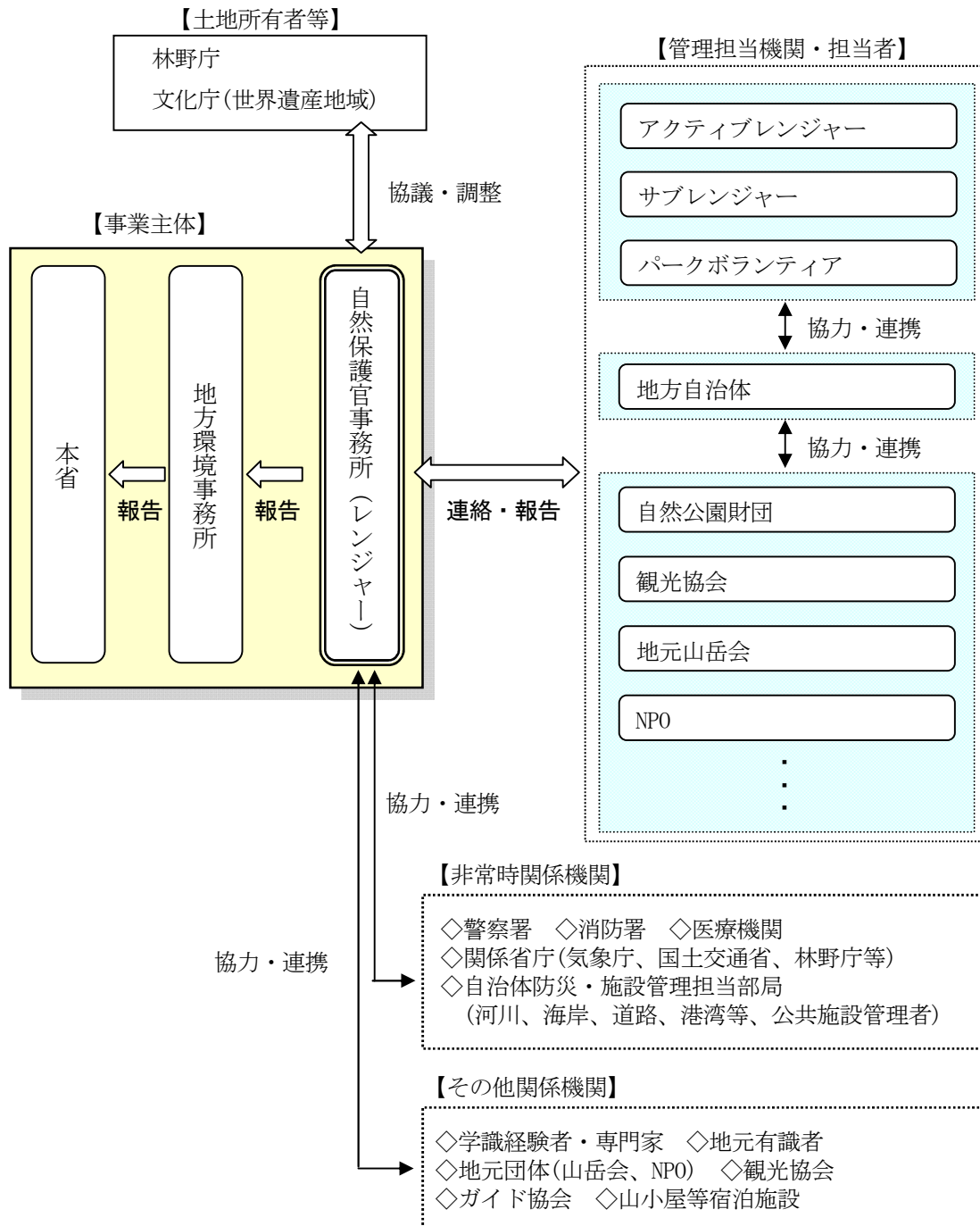


図 7 管理実施体制の例 (環境省主体の管理形式)

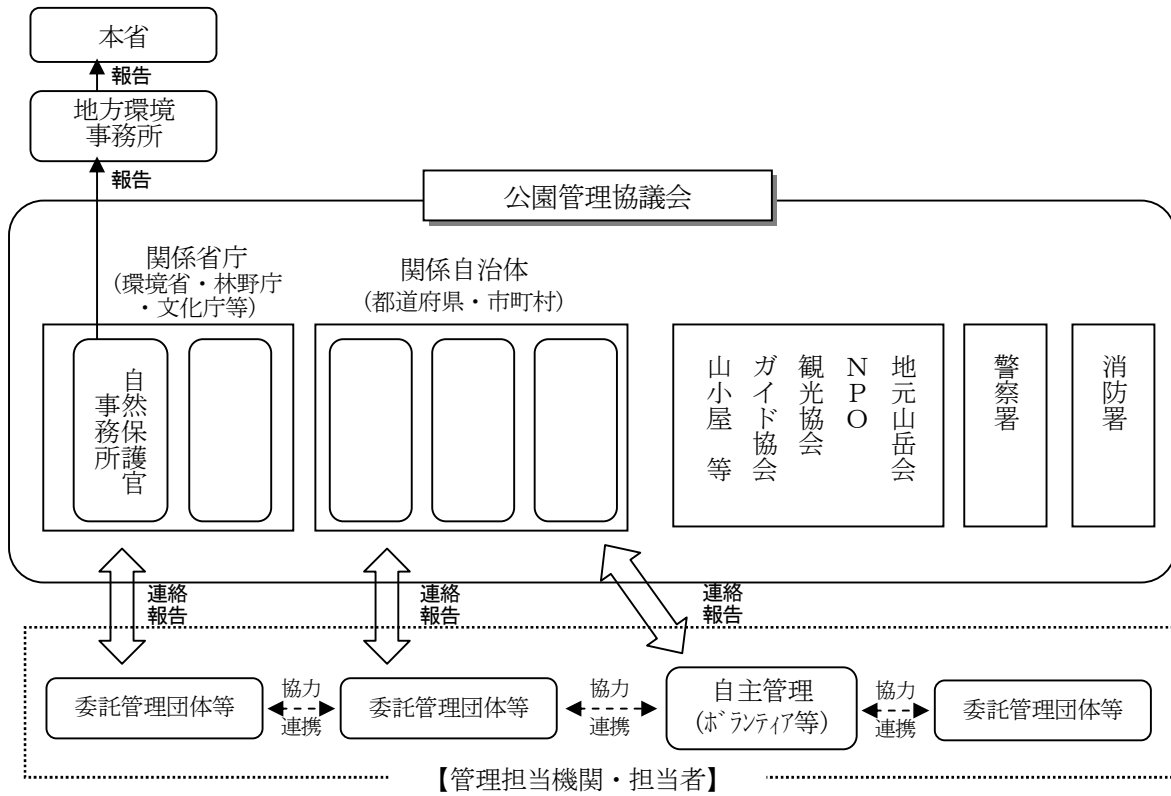


図 8 管理実施体制の例（協議会形式）

IV-2 人材育成・訓練システム

質の高い管理を維持・継続させるため、管理の実務担当者を中心とした以下のような人材育成等を積極的に行うことが望ましい。

(A) 管理技術講習会

- ・管理上必要な点検や補修の技術（施設の劣化状況の判断方法、管理道具の使用方法、簡易な補修方法等）を習得し、またその指導者を育成するため、研修用の場所を設け、管理技術の講習会を行う。
- ・質の高い管理の実践されている現場での現地研修会を実施する。
- ・相互に管理技術の情報交換を行い、全体の管理の質を向上させる。

(B) 管理関係者合同視察

- ・管理にかかる関係機関相互の管理方針等の意思統一を図るため、必要に応じて管内の合同視察を実施する。

IV-3 情報管理システム(情報の収集・蓄積・活用)

国立公園の管理は、多くの機関・団体等の協力によって行われており、より効率的で適切な管理を実施するため、情報の共有化を図ることが重要である。

(A) 利用者への情報提供等、情報の活用方針

- ①実質的管理担当者は、巡視や点検の中で得られた情報のうち、利用者の安全指導や注意喚起が必要なもの、あるいは自然環境保全上、利用者への協力が必要なもの等、利用者への発信や措置が必要な情報については、常日頃から情報を集約し、適時・適切な情報発信等を行う。
- ②利用者から情報収集の協力を得る等、情報の収集を効率的に行い、より充実したものとす
るためのシステムの導入を検討する。

(例)

- ・登山口で危険・破損情報などを記入・投函してもらう箱の設置、メールで写真等による情報提供
- ・収集した情報は、データとして蓄積し、現地VC等の管理拠点のほか、全国の自然公園で情報を共有し、必要な情報は一括してネット上でチェックできるような仕組みの構築
- ・VC等で事前に情報を得てから入山するような利用形態の促進、利用のあり方の周知検討